

防災とボランティア週間における普及啓発について

防災とボランティア週間(1月15日～1月21日)に合わせ、災害時におけるボランティア活動や平常時における自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、防災に関する普及啓発を実施します。

1 期間

令和4年1月15日(土)～1月21日(金)

2 実施方法

- (1) 区報(1月11日・21日合併号)への記事掲載
- (2) ホームページにおける特設ページの開設
- (3) デジタルサイネージによる放映(区内22か所)
- (4) 区設掲示板におけるポスター掲示
- (5) シティーニュースおおた1月前半号(1月1日～15日)による広報

3 内容

- (1) 防災に関する普及啓発(家庭内備蓄、家具転倒防止器具、防災用品のあっせん等)
- (2) 消防団、災害時支援ボランティア等の募集広報

1月15日～21日は「防災とボランティア週間」です！

阪神・淡路大震災を契機に災害時のボランティア活動の重要性が改めて認識されたことから、毎年1月15日から21日まで「防災とボランティア週間」と定められました。いざというときに大切な命を守るように、日頃から**防災対策**に取り組みましょう！

地域のボランティア活動に参加しましょう！

自治会・町会、消防団、
災害時支援ボランティアなど



家具の転倒防止対策



1人3日分 (できれば7日分)の備蓄



お問い合わせ先：防災危機管理課 5744-1611

(デジタルサイネージ掲載画像)